

監査委員公表第1号

監査等の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査等を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成29年1月30日

寒川町監査委員 竹井 龍一郎
同 佐藤 一夫

1 監査の期間

平成29年1月5日から1月17日まで

2 監査箇所

教育委員会教育総務課
教育委員会学校教育課
環境経済部産業振興課

3 監査の対象

平成28年度（平成28年4月1日から平成28年12月5日まで）における予算の執行、財産管理等財務に関する事務の執行

4 監査の方法

対象部課等から事務事業の執行に関する書類の提出を求め、収入・支出に重点を置き、書類を監査するとともに事情聴取を実施した。

5 監査の結果

おおむね適正に執行されていると認められたが、一部の事務執行において、留意すべき事項が見受けられた。

○軽微な留意事項

口頭により指摘又は指導した。